

## 遠野市条件付一般競争入札方式の実施について

### 【発表の要旨】

入札・契約の透明性・競争性の高い入札制度として、「条件付一般競争入札」を平成21年6月1日から実施することとしました。

### 【発表の内容】

#### 1 趣旨

公共工事の入札・契約手続の透明性・競争性の確保を図るため、条件付一般競争入札方式を実施する。

#### 2 概要

- (1) 対象工事 土木、建築の2工種の公共工事で、設計額が1億円以上の工事
- (2) 参加資格 遠野市市営建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者で、工種ごとに定める一定の要件や条件を満たす業者

要件・条件の例

- ・ 市内に事業所を有すること
- ・ 主任技術者又は監理技術者を有し、配置できること
- ・ 市の指名停止を受けていないこと

#### 3 期待される効果

- (1) 資格者要件、工事实績要件等の条件設定によって、受注者側の監督体制の充実強化を求め、更なる適切な施工の確保や工事の品質確保を図る。
- (2) 有資格者の保有を要件とすることで、技術力向上に意欲ある建設事業者の育成を図る。
- (3) 建設事業者の健全な成長を促進させ、地域経済活性化に寄与する。
- (4) 入札・契約手続の透明性・競争性が確保される。

#### 4 今後の取り組み

- (1) 既に試行している実績評価型総合評価型落札方式と組み合わせた条件付一般競争入札方式について検討する。
- (2) 条件付一般競争入札方式の実施後に評価を行い、土木・建築以外の工種拡大の検討を行う。
- (3) 良質な工事の履行を確保するため、不良不適格業者の排除等を図り、適正かつ適切な入札参加者の選定に努める。
- (4) 本年度に新たに導入した工事成績評定等により、公平で客観性の高い工事検査評定の実施や検査技術の向上に努める。

担当 遠野市総務部財政課長補佐 (仁田)  
電話 0198-62-2111(内線220)